

第40期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズの間」
（末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第40期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告	26
株主総会参考書類	33

株式会社プロパスト

証券コード：3236

証券コード 3236

2026年8月6日

(電子提供措置の開始日 2026年8月5日)

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号
株式会社 プロパスト
代表取締役社長 津 江 真 行

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.properst.co.jp/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プロパスト」または「コード」に当社証券コード「3236」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズの間」

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正した旨及び修正前・修正後の事項を掲載いたします。
 3. 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、お送りする書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告「新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確

保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日

議決権の数

XX 股

XXXXXX年X月X日

同窓会
見本
回覧板

ログイン用QRコード

ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XX

電子カード
XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

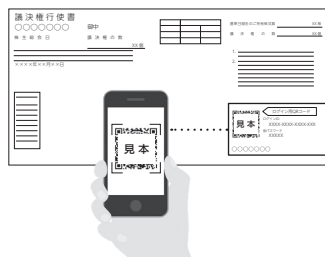
※上記の議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

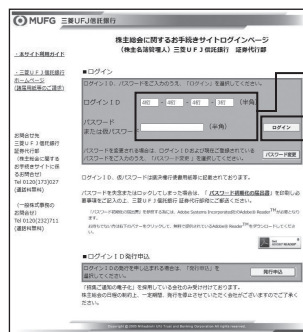


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要があります。

個人消費については、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていますが、持ち直しの動きがみられます。「家計調査」(2026年4月)では、実質消費支出が前月比1.6%増となり、1か月ぶりに前月水準を上回りました。また、消費者マインドを示す消費者態度指数(2026年5月)は、前月比1.4ポイント上昇し、3か月ぶりの上昇となりましたが、3か月移動平均は前月比2ポイント低下して、3か月連続の低下となりました。「商業動態統計」によれば、小売販売額(2026年4月)は前月比1.3%増となりました。設備投資については、持ち直しの動きがみられる一方で、「法人企業統計季報」(含むソフトウェア)では2026年1～3月期が前期比2.0%減少し、2四半期ぶりの減少となりました。輸出に関しては、おおむね横ばいとなっております。地域別にみると、アジア向けの輸出は、おおむね横ばいとなっており、米国向けとEU向けの輸出は、持ち直しの動きがみられます。

当社グループが属する不動産・建設業界においては、弱含みの動きがみられます。先行指標となる新設住宅着工戸数は、2026年4月が季節調整済年率換算値で724千戸、前月比1.7%減となり、4か月連続の減少となりました。また、首都圏マンションの初月契約率は、2026年5月に64.9%となり、好不況の分かれ目とされる70.0%を3か月連続で下回っております。

このような状況の中、当社グループは、分譲開発事業での開発を進めつつ、賃貸開発事業及びバリューアップ事業においては、東京都23区内のより厳選した好立地において、新規物件の取得を行い、保有物件については積極的な売却を進めてまいりました。また、建築請負事業では、関東圏の新築分譲マンション開発工事を中心とした建築工事を進めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高29,465百万円、営業利益3,247百万円、経常利益3,056百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,879百万円となりました。

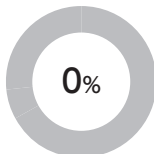
なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年度との比較を行っておりません。当連結会計年度におけるセグメント別概況は、次の通りであり、セグメント利益又はセグメント損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。当連結会計年度より株式会社小川建設を新たに連結の範囲に含めたことから、従来の「分譲開発事業」「賃貸開発事業」「バリューアップ事業」の3区分から、「分譲開発事業」「賃貸開発事業」「バリューアップ事業」「建築請負事業」4区分へ変更しております。

分譲開発事業

<主要な事業内容>

首都圏エリアを中心に当社の企画力・デザイン力を活かした分譲マンションを開発し、単身層や所謂パワーカップルといった方々を主たる顧客ターゲットとした魅力あるマンションを販売します。企画やデザインについては、当該物件の土地の特性や地域性及び周辺環境とのバランスを考慮して、プロジェクト毎に独立したコンセプトによる空間デザインを創り出します。このため、ネーミングに関しても、それぞれのコンセプトに相応しい個別のネーミングを行います。

売上高構成比



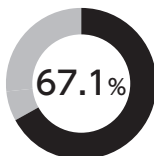
分譲開発事業では、売上計上する引渡物件がありませんでした。この結果、売上高はゼロとなりました。しかしながら、開発中の物件について、当初予定していた建築工事金額が大幅に増加する見込みとなったことから棚卸資産の再評価を行い評価減が発生したことから、セグメント損失が139百万円となりました。

賃貸開発事業

<主要な事業内容>

首都圏エリアにおいて、駅近の利便性の高いマンション用地の取得を目指します。当該土地で中規模かつ中低層のＲＣ（鉄筋コンクリート）造の賃貸マンションの開発を行います。マンションに当社のデザインを活かした、ハイセンス＆ローコストな賃貸マンションを国内外の富裕層や投資ファンド等に提供します。

売上高構成比



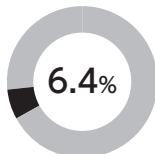
賃貸開発事業では、首都圏を中心に用地取得から賃貸マンションの企画・建築・販売を行っており、月島３プロジェクト、鷹番プロジェクト及び幡ヶ谷３プロジェクト等、19プロジェクトを売却いたしました。この結果、売上高は19,779百万円、セグメント利益は3,709百万円となりました。

バリューアップ事業

<主要な事業内容>

首都圏エリアを中心に3億円～5億円程度の中古の収益ビル等を取得し、年数が経過したことにより外観や設備が経年劣化した不動産に効率的に改修を行うことで、既存の建物の質を高め、新たな付加価値を生み出すビジネスです。国内外の富裕層を中心に売却を実施します。物件価格に応じた改修工事を実施することで効果的に付加価値を高め、短期間での売却及び資金回収を図ります。

売上高構成比



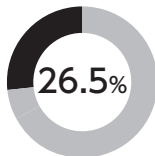
バリューアップ事業では、中古のマンションを購入し、外観や設備が経年劣化した不動産に対して効率的に改修を行ったり、賃料の見直しや居住率のアップを目的としてリーシングを行うことにより収益性を向上させ、既存の建物の付加価値を高めた上で売却しております。西中延2プロジェクト、南大塚4プロジェクト及び猿江プロジェクトの3プロジェクトを売却いたしました。この結果、売上高は1,872百万円、セグメント利益は216百万円となりました。

建築請負事業

<主要な事業内容>

関東圏を中心に、建築工事・土木工事、企画・設計・施工業務などの建築工事を請け負っているものです。新築分譲マンションおよび新築賃貸マンションを中心として、その他庁舎の改修、耐震工事等の改修工事、解体工事を受注しております。株式会社小川建設は、明治42年創業の老舗ゼネコンであり、115年を超える歴史と技術、信頼と実績により、既存顧客からのリピート受注のみならず、幅広い顧客への営業活動を展開しております。

売上高構成比



建築請負事業では、2026年以降の完成工事を含む新規受注を積み増しており、受注済みの請負工事も進捗しております。一方では、資材価格の高騰に対しては、適切な原価管理により影響の軽減に努めてまいりました。当連結会計年度では、みなし取得日を2025年12月31日として株式会社小川建設との連結決算を開始しており、2026年1月1日から2026年3月31日の業績を反映しております。ただし、2026年4月1日から2026年5月31日までの連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。この結果、外部顧客への売上高は7,801百万円、セグメント利益は772百万円となりました。

② 重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 重要な資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2025年10月27日を取得日として株式会社小川建設の株式の51%を取得し、同社を当社の子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第37期 (2023年5月期)	第38期 (2024年5月期)	第39期 (2025年5月期)	第40期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	—	29,465
経 常 利 益 (百万円)	—	—	—	3,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	—	—	—	1,879
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	56.58
総 資 産 (百万円)	—	—	—	46,809
純 資 産 (百万円)	—	—	—	17,117
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	413.75

(注) 1.当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第37期から第39期の各数値は記載しておりません。

2.1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社小川建設	95百万円	51.0%	建設業

(注) 株式会社小川建設は、2025年10月で株式を取得したことにより、当連結会計年度末現在において当社の連結子会社となっております。

③ その他

株式会社シノケングループは、議決権比率で20%以上の当社株式を有することから、当社は株式会社シノケングループの関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の2点を対処すべき課題として認識し、企業価値を高め、株主の皆様の共同の利益を確保してまいります。

① 物件の取得

地価及び建築費が共に上昇しており、新築マンションの販売価格は一段と上昇する可能性や利益率を押し下げる可能性があります。物価の上昇や海外の金融当局による利上げの動き等から金利上昇に伴う需要低下懸念はあるものの、都心部の駅に近い魅力的な物件は、供給が限られることや販売価格の先高観等から、需要は底堅く推移することが見込まれます。

当社としましては、これまでと同様に首都圏エリアにおける駅近等の利便性の高いレジデンス物件を中心に仕入れを行い、分譲開発物件については単身層や所謂パワーカップルといった方々を主たる顧客ターゲットとして捉えると共に、賃貸開発物件やバリューアップ物件については国内外の富裕層や投資ファンドを主たる顧客ターゲットとして事業展開を図る方針です。

物件取得に関しては、立地や価格に関して、売却想定価格を意識しつつ、より厳選した物件の取得を進めてまいります。

② 建設事業の収益基盤強化

建設事業においては、受注環境が堅調に推移する一方で、建設資材価格や労務費の上昇などにより、事業環境は依然として不透明な状況が続いております。このような状況のもと、当社グループは、適正な利益を確保できる案件の選別受注を徹底するとともに、原価管理の高度化

や施工体制の効率化を推進し、収益性の維持・向上に取り組んでまいります。また、長年培ってきた技術力や顧客との信頼関係を活かし、継続的な受注の確保に努めることで、安定的な事業基盤の構築を図ってまいります。

③ 財務基盤の強化

資金の回転率を高めることで借入金の増加を抑制すると共に、収益拡大を図ることで自己資本比率を高め、財務基盤の強化を図ってまいります。併せて、事業環境に応じて多様な資金調達方法を模索してまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

事業区分	事業内容
分譲開発事業	分譲物件の開発、販売
賃貸開発事業	賃貸物件の開発、販売
バリューアップ事業	収益物件の改修、販売
建築請負事業	新築分譲マンションおよび新築賃貸マンションを中心とした、企画・設計・施工などの建築請負工事

(6) 主要な営業所（2026年5月31日現在）

①当社

本社 東京都港区

②子会社

株式会社小川建設 本社 東京都新宿区

(7) 使用人の状況（2026年5月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産事業	29名	—
建築請負事業	128(15)名	—
全社（共通）	10(1)名	—
合計	167(16)名	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループでは、「分譲開発事業」「賃貸開発事業」「バリューアップ事業」の不動産事業各部門では、使用人が複数セグメントの業務を並行して行っているため、セグメント別の記載はしていません。
3. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門

に所属しているものであります。

4. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39(1)名	3名減(1名増)	41.3歳	8.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	5,250百万円
株式会社九州リースサービス	1,766百万円
株式会社静岡銀行	1,165百万円
大東京信用組合	1,120百万円
株式会社東京スター銀行	1,103百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2026年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 35,147,915株 (自己株式2,052,700株含む)
- (3) 株主数 11,267名
- (4) 大株主 (上位10名)

氏名または名称	持株数 (株)	持株比率(%)
株式会社シノケングループ	12,342,500	37.29
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	889,800	2.68
大和証券株式会社	864,140	2.61
上田八木短資株式会社	730,000	2.20
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	620,700	1.87
野村信託銀行株式会社 (投信口)	455,800	1.37
松井証券株式会社	450,900	1.36
株式会社ジュポンインターナショナル	426,100	1.28
株式会社九州リースサービス	373,100	1.12
楽天証券株式会社共有口	288,600	0.87

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,052,700株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を切捨処理しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	31,200株	3名
社外取締役 (監査等委員を除く。)	8,000株	4名

- (注) 1. 当社は監査等委員である取締役に対して株式報酬は交付しておりません。
2. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19頁「3. 会社役員に関する事項(6)取締役の報酬

等」に記載しております。

- (6) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職
代 表 取 締 役 社 長	津江 真行	(株)小川建設 取締役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	都倉 茂	統括本部長 (株)小川建設 取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	矢野 義晃	管理本部長 兼 経営企画部長
取 締 役	田下 宏彰	(株)小川建設 代表取締役社長 (株)小川建物 代表取締役社長
取 締 役	玉置 貴史	(株)シノケングループ 代表取締役社長 (株)シノケンプロデュース代表取締役社長 (株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長
取 締 役	萩原 浩二	(株)シノケングループ ディレクター 法務・コンプライアンス担当 兼 法務室室長
取 締 役	三浦 義明	(株)シノケンハーモニー 代表取締役社長 (株)シノケンウェルネス 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	秋山 高弘	
取 締 役 (監査等委員)	井上 勝次	イノウエ税務会計事務所
取 締 役 (監査等委員)	大倉 圭	(株)シノケングループ コンプライアンス推進室 シニアマネージャー (株)シノケンアセットマネジメント 監査役 (株)シノケン少額短期保険 監査役

- (注) 1.取締役 玉置貴史氏、萩原浩二氏及び三浦義明氏並びに取締役（監査等委員）秋山高弘氏、井上勝次氏及び大倉圭氏は社外取締役であります。なお、取締役 田下宏彰氏は、2025年10月27日付で㈱小川建設が当社の子会社となるまでは社外取締役でした。
- 2.当社は、取締役（監査等委員）秋山高弘氏、井上勝次氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 3.取締役（監査等委員）井上勝次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.取締役（監査等委員）大倉圭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために秋山高弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）7名との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟・株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償をすることとなった場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の違法行為等に起因する損害賠償請求等の場合には、填補の対象としないこととしております。

(6) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下20頁まで「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬体系は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、安定性を重視した固定報酬を基本とし、これに企業価値の向上・株主利益の追求に対するインセンティブとしての非金銭報酬を付与することとする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて同業種・同規模の他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、退任時までの譲渡制限を付した株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績及び交付時の当社の株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年、一定の時期に支給する。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、金銭報酬と非金銭報酬等の具体的割合は決定しないが、非金銭報酬は当社の業績及び業績見通しを鑑み交付を決定するものとする。また、安定性を重視した金銭報酬を基本とする基本方針を踏まえ、非金銭報酬等を交付する場合は、金銭報酬の1/2を上回らない（交付時の株価による金銭換算想定）ものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、株主総会によって決議された報酬総額（上限）の範囲内において、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、社外取締役と意見交換を行った上で、基本報酬の額及び非金銭報酬の株数のその具体的内容を決定する。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 津江真行に対し、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役とその妥当性等について確認しております。

③ 役員報酬等にかかる株主総会の決議等

a. 取締役に対する報酬等

取締役の報酬限度額は、2024年8月27日開催の第38期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）です。

また、その一部分として、2024年8月27日開催の第38期定時株主総会において、譲渡制限付株式による報酬額として年額20百万円以内（うち、社外取締役5百万円以内）と決議いただいております。

b. 取締役（監査等委員）に対する報酬等

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2024年8月27日開催の第38期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）	
			基本報酬	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)
取締役 (うち社外取締役)	7名 (4名)	120 (14)	109 (11)	11 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	14 (14)	14 (14)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	10名 (7名)	134 (28)	123 (25)	11 (2)

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要課題であると考えております。普通株式における利益配分に関しては、業績の動向及び将来の成長、並びに財務体質の強化に向けて、引き続き自己資本比率30%以上の安定した資本確保を継続すると共に、株主資本配当率（D O E）等を総合的に勘案して配当額を決定しております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,996	流 動 負 債	19,989
現 金 及 び 預 金	11,551	買 掛 金	5,677
受 取 手 形	5	短 期 借 入 金	5,445
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	12,644	1 年内返済予定の長期借入金	6,834
販 売 用 不 動 産	7,025	未 払 法 人 税 等	545
仕 掛 販 売 用 不 動 産	12,271	契 約 負 債	718
貯 蔵 品	3	賞 与 引 当 金	46
そ の 他	1,494	製 品 保 証 引 当 金	42
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	679
固 定 資 産	1,813	固 定 負 債	9,702
有 形 固 定 資 産	72	長 期 借 入 金	9,647
建 物 及 び 構 築 物	45	退 職 給 付 に 係 る 負 債	42
土 地	5	そ の 他	12
そ の 他	20	負 債 合 計	29,692
無 形 固 定 資 産	781	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	743	株 主 資 本	13,694
そ の 他	37	資 本 金	1,750
投 資 そ の 他 の 資 産	959	資 本 剰 余 金	777
投 資 有 価 証 券	271	利 益 剰 余 金	11,545
出 資 金	42	自 己 株 式	△379
繰 延 税 金 資 産	540	その他の包括利益累計額	△1
そ の 他	106	その他有価証券評価差額金	△1
資 産 合 計	46,809	新 株 予 約 権	71
		非 支 配 株 主 持 分	3,352
		純 資 産 合 計	17,117
		負 債 純 資 産 合 計	46,809

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,465
売上原価		24,340
売上総利益		5,125
販売費及び一般管理費		1,878
営業利益		3,247
営業外収益		
受取利息及び配当金	358	
その他の	12	371
営業外費用		
支払利息	426	
融資手数料	127	
その他の	8	562
経常利益		3,056
税金等調整前当期純利益		3,056
法人税、住民税及び事業税	1,007	
法人税等調整額	△69	937
当期純利益		2,119
非支配株主に帰属する当期純利益		239
親会社株主に帰属する当期純利益		1,879

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,854	流 動 負 債	9,044
現金 及 び 預 金	6,563	買 掛 金	67
売 掛 金	1	短 期 借 入 金	1,645
販 売 用 不 動 産	7,025	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	6,134
仕 掛 販 売 用 不 動 産	11,104	リ ー ス 債 務	0
貯 蔵 品	3	未 払 金	119
前 渡 金	1,812	未 払 費 用	142
前 払 費 用	343	未 払 法 人 税 等	274
そ の 他	0	前 受 り 金	525
貸 倒 引 当 金	△0	預 り 金	9
固 定 資 産	4,894	製 品 保 証 引 当 金	42
有 形 固 定 資 産	16	そ の 他	83
建 物	3	固 定 負 債	9,086
工 具 、 器 具 及 び 備 品	13	長 期 借 入 金	9,031
リ ー ス 資 産	0	リ ー ス 債 務	0
無 形 固 定 資 産	5	退 職 給 付 引 当 金	42
投 資 そ の 他 の 資 産	4,872	長 期 預 り 敷 金	12
関 係 会 社 株 式	4,088	負 債 合 計	18,130
投 資 有 価 証 券	246	(純 資 産 の 部)	
出 資 金	30	株 主 資 本	13,547
長 期 前 払 費 用	0	資 本 金	1,750
繰 延 税 金 資 産	476	資 本 剰 余 金	777
そ の 他	30	資 本 準 備 金	772
資 産 合 計	31,749	そ の 他 資 本 剰 余 金	5
		利 益 剰 余 金	11,398
		利 益 準 備 金	22
		そ の 他 利 益 剰 余 金	11,376
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,376
		自 己 株 式	△379
		新 株 予 約 権	71
		純 資 産 合 計	13,618
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,749

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年6月1日 至 2026年5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,664
売 上 原 価		17,541
売 上 総 利 益		4,123
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,560
営 業 利 益		2,562
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	356	
為 替 差 益	2	
そ の 他	0	359
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	382	
融 資 手 数 料	127	
そ の 他	0	510
経 常 利 益		2,412
税 引 前 当 期 純 利 益		2,412
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	735	
法 人 税 等 調 整 額	△56	679
当 期 純 利 益		1,732

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

株式会社プロパスト
取締役会 御中

HLBMeisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大兼 宏章
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 園山 隆幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロパストの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

株式会社プロパスト
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 園山 隆幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロパストの2025年6月1日から2026年5月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月21日

株式会社プロパスト 監査等委員会

常勤監査等委員 (社外取締役) 秋 山 高 弘 ㊞

監査等委員 (社外取締役) 井 上 勝 次 ㊞

監査等委員 (社外取締役) 大 倉 圭 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対して安定的な利益還元を継続することを目標にしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 8円 配当総額 264,761,720円
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年8月28日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

現任の取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ。）7名は、全員が本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	つ え ま さ ゆ き 津江 真行	代表取締役社長	再 任
2	と く ら し げ る 都倉 茂	取締役専務執行役員 統括本部長	再 任
3	や の よ し あ き 矢野 義晃	取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	再 任
4	た の し も ひ ろ あ き 田下 宏彰	取締役	再 任
5	た ま き た か し 玉置 貴史	社外取締役	再 任 社 外
6	は ぎ わ ら こ う じ 萩原 浩二	社外取締役	再 任 社 外
7	み う ら よ し あ き 三浦 義明	社外取締役	再 任 社 外

再 任 再任取締役候補者

社 外 社外取締役候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
1 再任	つ え まさゆき 津江 真行 (1957年5月26日生) 【126,300 株】	1982年 4 月 東洋信託銀行(株) (現 三菱ＵＦＪ信託銀行(株)) 入行 2004年 2 月 当社 入社 取締役 総務部長 2005年12月 当社 常務取締役 2008年 6 月 当社 取締役副社長ＣＦＯ 2009年 2 月 当社 代表取締役社長 (現任) 2025年10月 (株)小川建設 取締役 (現任)	なし
	【取締役候補者とした理由】 津江真行氏は、長年、当社の代表取締役社長として社業を牽引し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社のコーポレートガバナンスの向上と持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2 再任	と くら しげる 都倉 茂 (1963年6月12日生) 【108,300 株】	1986年 4 月 (株)熊谷組 入社 2002年 1 月 当社 入社 2004年 2 月 当社 設計部長 2005年12月 当社 執行役員 設計部長 2009年 8 月 当社 取締役 2011年 8 月 当社 取締役 事業本部長兼設計部長 2013年 6 月 当社 常務取締役 事業本部長 2014年 4 月 当社 常務取締役 統括本部長 2018年 6 月 当社 専務取締役 統括本部長 2023年 3 月 当社 取締役 専務執行役員 統括本部長 (現任) 2025年10月 (株)小川建設 取締役 (現任)	なし
	【取締役候補者とした理由】 都倉茂氏は、長年、当社の取締役として主に営業部門を統括し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社の持続的な事業拡大に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
3 再任	や の よしあき 矢野 義晃 (1967年7月29日生) 【90,300 株】	1990年 4 月 東洋信託銀行(株) (現 三菱ＵＦＪ信託銀行(株)) 入行 2006年 8 月 当社 入社 経営企画部長 2011年 8 月 当社 取締役 管理本部長兼経営企画部長 2018年 6 月 当社 常務取締役 管理本部長兼経営企画部長 2023年 3 月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長(現任)	なし
	【取締役候補者とした理由】 矢野義晃氏は、長年、当社の取締役として主に管理部門を統括し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社の継続的な管理体制の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
4	たのしも ひろあき 田下 宏彰 (1954年1月22日生) 【21,400 株】	1972年 4 月 (株)小川建設入社 2006年 4 月 同社 執行役員 工事本部長 2009年 6 月 同社 代表取締役社長(現任) 2009年11月 (株)小川建物 代表取締役社長 (現任) 2019年 8 月 当社 社外取締役 2021年 4 月 (株)シノケングループ 執行役員ゼネコン事業セグメント担当 2025年10月 当社 取締役 (現任)	あり 注2,3 参照
再 任	【取締役候補者とした理由】 田下宏彰氏は、長年、(株)小川建設の代表取締役として培われた建設会社の経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、これらに基づき、当社社外取締役として6年以上、当社の職務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただきました。 当社が(株)小川建設を子会社化した2025年10月27日以降は、当社取締役として、経営全般、特に建築および建物管理において、重要な役割を果たしており、当社の継続的な管理体制の強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。		
5	たま き たかし 玉置 貴史 (1977年11月2日生) 【21,400 株】	2005年 1 月 (株)シノケングループ入社 2012年 3 月 (株)シノケンプロデュース (現(株)シノケンハーモニー) 取締役 2016年 1 月 同社 取締役社長 2016年 1 月 (株)シノケングループ 執行役員 2019年 3 月 (株)シノケンプロデュース (現(株)シノケンハーモニー) 代表取締役社長 2020年 3 月 (株)シノケングループ 取締役執行役員 2020年 8 月 当社 社外取締役 (現任) 2020年10月 (株)シノケンプロデュース 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 (株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長 (現任) 2022年 1 月 (株)シノケングループ 取締役常務執行役員 2023年 1 月 (株)シノケングループ 取締役専務執行役員 2023年 4 月 (株)シノケングループ 専務取締役COO 2025年 1 月 (株)シノケングループ 代表取締役社長 (現任)	あり 注4,5 参照
再 任	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 玉置貴史氏は、(株)シノケングループにおいて長く賃貸住宅の企画・マーケティングおよび賃貸管理業務等に携わり、同社の取締役就任後は企画・管理部門を担当し、コーポレートガバナンス等を管掌しておりました。また、現在も代表取締役社長を務めており、これらを通じて培われた豊富な経営の経験、幅広い見識を有しております。 これらに基づき、社外取締役として当社の職務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社の経営に適宜助言をいただいております、引き続き、経営全般、特にコーポレートガバナンスに関して専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といいたしました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。		
社 外			

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
6	はぎわら こうじ 萩原 浩二 (1970年8月22日生) 【21,400 株】	2000年 4 月 弁護士登録 原山法律事務所 入所 2003年 2 月 馬場・澤田法律事務所 入所 2014年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2016年 2 月 (株)シノケングループ 法務室室長 2019年 4 月 同社 執行役員法務・コンプライアンス担当 法務室室長 2023年 4 月 (株)シノケングループ 法務室室長 2025年 1 月 (株)シノケングループ ディレクター 法務・コンプライアンス担当 兼 法務室室長 (現任)	あり 注4 参照
再 任	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 萩原浩二氏は、社外取締役となること以外の方法で過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律の専門知識と、(株)シノケングループの法務室長及び法務・コンプライアンスを担当する執行役員として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き、特に法的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年2ヶ月となります。		
社 外			
7	みうら よしあき 三浦 義明 (1968年5月25日生) 【21,400 株】	1995年 6 月 (株)日商ハーモニー 入社 2005年 3 月 同社 取締役 2007年 5 月 (株)日商ハーモニー (現(株)シノケンプロデュース) 取締役 2008年 4 月 同社 代表取締役社長 2012年 3 月 (株)シノケングループ 取締役 2014年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2016年 1 月 (株)シノケングループ 取締役常務執行役員 2019年 3 月 (株)シノケンウェルネス 代表取締役社長 (現任) 2020年10月 (株)シノケンハーモニー 代表取締役社長 (現任)	あり 注4,5 参照
再 任	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 三浦義明氏は、(株)シノケングループの営業部門を管掌する取締役および同社子会社の代表取締役として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいております。 同氏には引き続き、特に営業活動について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年2ヶ月となります。		
社 外			

- (注) 1. 玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏は、社外取締役候補者であります。
2. (株)小川建設は、(株)シノケングループの完全子会社でしたが、当社が、2025年10月27日に(株)シノケングループから51%の株式を取得し、子会社化しております。なお、当社が開発する物件の建築工事を請負う取引関係があります。また、(株)小川建物は、(株)小川建設の完全子会社であり、宅地建物取引業等において当社と競業関係にあります。

3. 田下宏彰氏については、注2を原因として、会社法第2条第15号イの「子会社の業務執行取締役」に該当することとなり、社外取締役の要件を満たさなくなったため、2025年10月27日以降は、社外取締役を外れております。
4. (株)シノケングループは、議決権比率で37.39%（2026年5月31日現在）の当社株式を有する当社の主要株主であります。また、(株)シノケングループは持株会社としてグループで不動産関連事業及びその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有しております。
5. (株)シノケンハーモニー、(株)シノケンプロデュース、(株)シノケンウェルネスおよび(株)シノケンファシリティーズは、(株)シノケングループの完全子会社であります。また、(株)シノケンハーモニーおよび(株)シノケンプロデュースは宅地建物取引業等において当社と競業関係にあります。
6. 当社定款に基づき、当社は、玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏と法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏と当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（当社役員）の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の違法行為等に起因する場合を除く）。各候補者が当社役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での継続を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任の監査等委員である取締役3名は、全員が本総会終結の時をもって任期が満了いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	役員在任期間 (本総会終結時)		
1	あきやま たかひろ 秋山 高弘	常勤社外取締役監査等委員	8年	再 任	社 外
2	いのうえ かっじ 井上 勝次	社外取締役監査等委員	12年	再 任	社 外
3	くにさわ よういち 國澤 曜一	—		新 任	社 外

再 任 再任取締役監査等委員候補者 社 外 社外取締役候補者
新 任 新任取締役監査等委員候補者

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の株数】	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
1	あきやま たかひろ 秋山 高弘 (1955年8月9日生) 【－株】	1978年 4 月 (株)住友銀行（現 (株)三井住友銀行）入行 1987年10月 (株)日本情報サービス（現 (株)日本総合研究所）出向 2001年 4 月 同社 財務経理部長 2011年 6 月 同社 監査室長 2014年10月 同社 常任監査役 2018年 8 月 当社 常勤社外監査役 2024年 8 月 当社 常勤社外取締役監査等委員（現任）	なし
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 秋山高弘氏は、銀行業務および財務経理部長を歴任した経験から財務面において高い見識を有しており、また、当社社外監査役及び社外取締役監査等委員としても職務を適切に遂行してきたことから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏の当社社外監査役としての在任期間は6年、当社社外取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 選任後は、監査役経験者としての知見を活かし、主にガバナンスの観点から経営全般に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、常勤の監査等委員である取締役への就任を予定しており、当社の事業全般の業務執行状況等につき日常的に監督・監査していただくことを期待します。	
再任	社外		
2	いのうえ かつじ 井上 勝次 (1953年12月13日生) 【－株】	2001年 6 月 税理士登録 2002年 5 月 税理士法人トーマツ 入所 2004年 2 月 イノウエ税務会計事務所 開所（現任） 2004年 6 月 (株)シノハラ建設システム（現 (株)シノケングループ）社外監査役 2014年 8 月 当社 社外監査役 2021年 3 月 (株)シノケングループ 社外取締役（監査等委員） 2023年 4 月 (株)シノケングループ 監査役 2024年 8 月 当社 社外取締役監査等委員（現任）	なし
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 井上勝次氏は、税理士として培われた税務の専門的知識・経験を活かし、当社社外監査役及び社外取締役監査等委員としても職務を適切に遂行してきたことから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏の当社社外監査役としての在任期間は10年、当社社外取締役監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。 選任後は、税理士としての専門的な知見を活かし、主に税務的な観点から経営全般の監督および監査機能のため尽力いただくことを期待します。	
再任	社外		

再任

社外

再任

社外

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の株数】	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
3 新任 社外	くにさわ よういち 國澤 曜一 (1961年9月17日生) 【－株】	2006年 5 月 (株)SHC（現(株)シノケンコミュニケーションズ）入社 2011年 8 月 (株)シノケングループ内部監査室 室長代理 2021年 1 月 (株)シノケングループ内部監査室 室長（現任）	あり 注3 参照
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 國澤曜一氏は、これまで会社の経営に関与したことはありませんが、総合不動産事業会社において内部監査業務に携わっており、不動産取引全般において高い見識と経験を有していることから、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 選任後は、内部監査経験者としての知見を生かし、主にガバナンスの観点から経営全般に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、当社の事業全般の業務執行状況等につき監督・監査していただくことを期待します。		

- (注) 1. 秋山高弘氏、井上勝次氏および國澤曜一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 当社は、秋山高弘氏、井上勝次氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. (株)シノケングループは、議決権比率で37.39%（2026年5月31日現在）の当社株式を有する当社の主要株主であります。また、(株)シノケングループは持株会社としてグループで不動産関連事業およびその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有しております。
4. 当社定款に基づき、当社は秋山高弘氏、井上勝次氏と法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は秋山高弘氏、井上勝次氏と同内容の責任限定契約を継続する予定であり、國澤曜一氏とは新たに同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（当社役員）の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の違法行為等に起因する場合を除く）。各候補者が当社役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での継続を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成及び取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

※第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役の専門性と経験分野の分布図になります。

氏 名	当社における地位	主な専門性・経験								
		企業 経営	財務 会計	不動産 開発	建築 設計	金融	法務	営業	IT	内部 監査
津江 真行	代表取締役社長	○	○			○		○		
都倉 茂	取締役専務執行役員	○		○	○			○		
矢野 義晃	取締役常務執行役員	○	○			○		○	○	
田下 宏彰	取締役	○			○			○		
玉置 貴史	社外取締役	○	○	○				○	○	
萩原 浩二	社外取締役						○			
三浦 義明	社外取締役	○		○				○		
秋山 高弘	社外取締役 (常勤監査等委員)		○			○				
井上 勝次	社外取締役 (監査等委員)		○							
國澤 曜一	社外取締役 (監査等委員)									○

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の株数】	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係
まつうら ともや 松浦 友哉 (1987年1月10日生) 【一 株】	2008年12月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2012年 8 月 公認会計士登録 2016年 7 月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2022年 1 月 (株)シノケングループ 入社 2026年 1 月 (株)シノケングループ 事業推進部 シニアマネージャー（現任）	あり 注2 参照

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割】

松浦友哉氏は、公認会計士として、(株)シノケングループ 事業推進部 シニアマネージャーの業務に携わっていることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、候補者としたしました。

就任された場合は、公認会計士としての知見を活かし、主に会計及びガバナンスの観点から、経営全般に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに、当社の事業全般の業務執行状況等につき監督・監査していただくことを期待します。

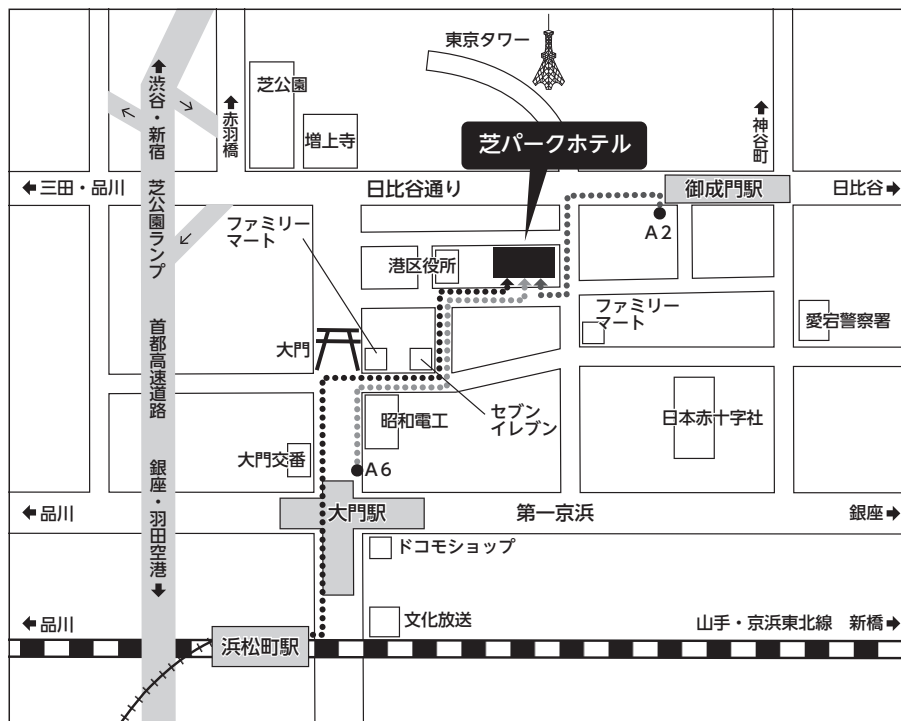
- (注) 1. 松浦友哉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. (株)シノケングループは、議決権比率で37.39%（2026年5月31日現在）の当社株式を有する当社の主要株主であります。(株)シノケングループは、持株会社としてグループで不動産関連事業およびその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有しております。
3. 本議案が承認され松浦友哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社は同氏と、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者（当社役員）の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の違法行為に起因する場合を除く。）。本議案が承認され、松浦友哉氏が当社役員に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新においても同内容の継続を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：芝パークホテル 2階 「ローズの間」
東京都港区芝公園一丁目5番10号
電話 03-3433-4141

交 通：御成門駅（都営三田線） A2出口 徒歩2分
大 門 駅（都営浅草線・都営大江戸線） A6出口 徒歩4分
浜松町駅（JR山手線・京浜東北線、東京モノレール） 北 □ 徒歩8分



※当会場には専用駐車場がございませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

**UD
FONT**

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。